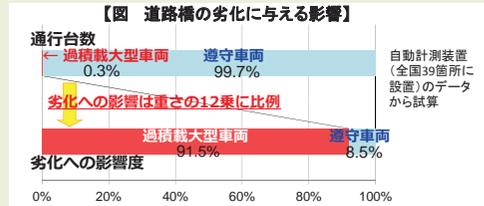


道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針

背景

1. **0.3%の重量を違法に超過した大型車両が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。** ※車両総重量20tを超える違反車両
⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当
2. 車両の大型化、積載率の向上及び許可手続の迅速化等による効率的かつ迅速な物流の実現が望まれている。



基本方針

車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を進める。

具体的な取組

通行許可の基準等の見直しと許可審査手続の改善

(1) バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

- ・バン型等のセミトレーラの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに緩和 【H26年度中に実施】

(2) 45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

- ・45フィートコンテナを積載する車両を始め、バン型等のセミトレーラの車両長の制限の緩和 【H26年度中に実施】

(3) 許可までの期間の短縮

- ①主要道路情報のデータベース化を促進【継続して実施】
 ※H26年7月以降各道路管理者に対して協力要請。H27年2月に進捗確認予定
- ②通行許可のオンライン申請システムを改良・普及促進【継続して実施】
 ※H26・27年度に順次実施
- ③大型車両を誘導すべき道路の範囲を拡大しつつ、国による一括審査を実施
 【H26年度から実施】※H26年10月27日より実施
- ④通行許可に係る審査体制の集約化【H27年度から段階的実施に向けて準備】
 ※H27年度より段階的実施

(4) 適正に利用する者の許可の簡素化

- ①違反実績のない者に対して許可期間（現行2年）の延長
 【H27年度実施に向けて準備】
- ②ITS技術を活用した通行経路把握による通行許可の運用
 【H28年度実施に向けて準備】

違反取締りや違反者への指導等の強化

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの徹底

- ①自動計測装置の増設 【H26年度から実施】
 ※H26年度2箇所増設予定。併せて簡易な計測装置の検討を実施
- ②コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等
 各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置を実施【継続して実施】
 ※直轄と首都高が連携した取締りを実施するなど箇所数・回数増加

(2) 違反者に対する指導等の強化

- ①国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）【H25年度から実施】
 ※H25年3月から実施
- ②特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施【H26年度から実施】※H27年2月23日より実施
- ③改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
 また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施【H26年度から実施】
 ※H26年5月30日から実施

(3) 関係機関との連携体制の構築

- ①国土交通省（道路局及び自動車局）、警察庁、高速道路会社及び全日本トラック協会等と連携し、道路の適正利用を図るための連絡会を設置し、荷主を含めた啓発活動、及び違反者情報の共有等を実施 【H25年度から実施】
 ※年間3回程度開催
- ②国土交通省から日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路会社6社に対し、取締り強化及び違反者に対する指導等の強化を検討するよう指示
 【H26年度から実施】※H26年6月11日指示
- ③自動車局と連携して、違反通行を行った運送事業者に対し貨物自動車運送事業法に基づく行政処分等を行うとともに、荷主に対する是正指導等を行うための検討を実施。
 【H26年度から実施】※H26年4月から実施

本方針を実施することによる効果

・道路構造物の長寿命化

・効率的かつ迅速な物流の実現

・交通の危険の防止

平成27年2月23日
中部地方整備局
道路部交通対策課

悪質な重量超過車は、“レッドカード” ～ 基準の2倍以上の重量超過者は即告発 ～

1 概要

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を超過した大型車両の対策が必要とされています。

こうした中、昨年まとめられた『道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針』に基づく違反者に対する指導等の強化として、本日から“基準の2倍以上の重量超過車を現地取締りで違反を確認した場合は、即告発（レッドカード）”となりますのでお知らせします。

また、中部地方整備局では、道路を適正に使うために違法に通行する大型車両の取締りの徹底を図るため、今年も現地取締りを51回実施しており、引き続き現地取締りを実施してまいります。

即告発（レッドカード）の対象

基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、現地取締りで確認した場合。（特殊車両通行許可がない場合）

2 配布資料

別添1：「車両の通行の制限について」等の一部改正について
参考資料：今年度中の現地取締り結果及び取締り状況

3 配布先

中部地方整備局記者クラブ、
愛知・岐阜・三重・静岡県政記者クラブ、
三重県第二県政記者クラブ、

4 問い合わせ先

中部地方整備局 道路部 交通対策課長 みす あきひろ
翠 昭博
Tel 052-953-8178 Fax 052-953-9208



道路の異状を発見したら・・・。迷わず、
道路緊急ダイヤル 緊急通報 「#9910」（通話料無料）

「車両の通行の制限について」等の一部改正について

改正の概要

1. 「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）別添2「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」の内容について、道路法第47条第2項の規定に違反して、車両の総重量の最高限度の2倍の重量（法第47条の2第1項の規定による許可を受けた車両にあっては、許可を受けた車両の総重量から車両の総重量の最高限度を減じた重量に、車両の総重量の最高限度の2倍の重量を加算した重量）以上の特殊車両を通行させた場合には、告発の対象とすることを規定します。
2. 「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準の細部取扱いについて」（平成25年1月30日付け国道交発第106号道路交通管理課長通達）の内容について、「車両の総重量の最高限度の2倍」の車両の考え方について規定します。
3. その他所要の改正を行います。

施行：平成27年2月23日

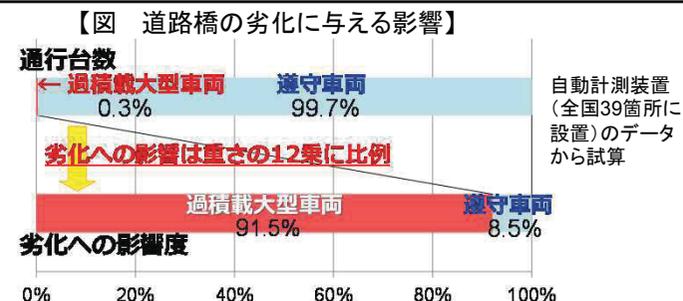
(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

国土交通省H27.1.23記者発表
別添1の参考資料

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。※車両総重量20tを超える違反車両

⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当



基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t

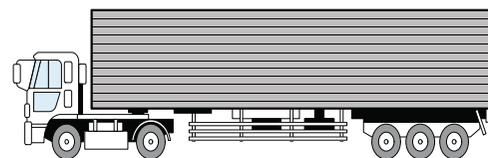
27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合であっても、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法102条(無許可)により、100万円以下の罰金等

今年度中の中部地方整備局における現地取締り結果及び取締り状況

■ 現地取締り結果

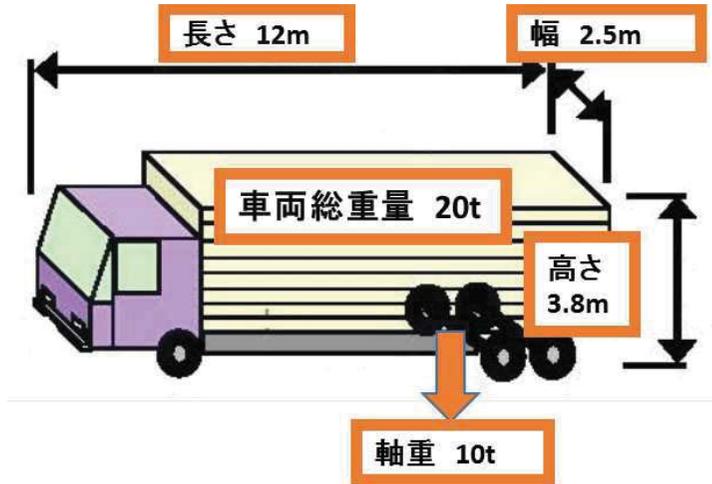
(H27. 2. 17現在)

県名／計測台数	取締り結果内訳(163台)
愛知 ／ 76台	警告書68、徐行措置4 運行中止と軽減措置 1、
三重 ／ 46台	警告書26、徐行措置4、 運行中止と軽減措置 6、
岐阜 ／ 71台	警告書33、徐行措置4、 運行中止と軽減措置 4、
静岡 / 6台	警告書3、
長野 / 11台	警告書10、
合計 210台	警告書140、徐行措置12、 運行中止と軽減措置 11、

■ 計測台数210台

取締り結果163台 取締り実績77. 6% (約8割)

■ 一般的な制限値(例) ※通行する道路や車種によって制限値が異なります。



制限値のどれか1つでも超える場合は、
『特殊車両通行許可』が必要になります。

■ 現地取締り状況

(上：21 岐阜県関ヶ原町内、下：25 三重県伊賀市内)



(現地取締基地において大型車両を測定、H26. 10. 9)



(軽減措置による積載物の作業状況、H26. 7. 17)

平成 26 年 12 月 1 日
自動車局安全政策課

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

貨物自動車運送事業による輸送の安全を確保するため、下記について「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

記

1. 背景

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）の成立により、改正された道路法において、道路の保全の観点から、限度超過車両を繰り返し通行させている者等に対する監督強化が図られたところ。

今般、貨物自動車運送事業の輸送の安全確保の観点から、限度超過車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

国土交通省では、平成 23 年 11 月より、「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付け対象の拡大等について、学識経験者や業界団体等の意見も踏まえながら検討を重ねてきたところ。

今般、現行、運行記録計の装着が義務付けられている車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のトラック等に加え、車両総重量 7 トン以上 8 トン未満又は最大積載量 4 トン以上 5 トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論が平成 26 年 3 月に得られたことから、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

貨物自動車運送事業者等の遵守事項として、道路法第四十七条の規定等に違反する事業用自動車による運行の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならないこと等を新たに追加する。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大する。

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成26年12月1日

施 行： (1) 平成27年1月1日

(2) 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日（その他の車両）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 黒崎、河野（（1）関係）

岩本、鯖戸（（2）関係）

電話 03-5253-8111（内線 41624） 03-5253-8566（直通） F A X 03-5253-1636

第1回大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会 会議概要

日時：平成27年1月27日（火）

15:00～16:30

○全国の整備局初の取組みとして、大型車両の適正走行に向け民間企業団体や関係行政機関がパートナーとなり、連携した取組みや検討を継続的に実施していく「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日設立。

○会議では、大型車を取り巻く課題等について様々な意見がありました。

【主な意見】

- ・一部の事業者や企業等に特車制度を、より浸透していく必要があることや、各組織で説明会等の取組みが進められているものの、単独組織の取組みに限界があり、連携した広報が必要であること。
- ・違反を繰り返す常習者には取締りを徹底する必要があること。
- ・取組みの効果を検証しつつ、改善を図っていく必要であること。
- ・特車審査システムや申請方法の簡素化などの制度運用の改善など、申請許可の迅速化等として、道路管理者側の改善の意見もあり。

○今後の連絡協議会で取組む戦略として、以下を確認しました。

- ・特車制度をまずは認知頂き、理解して頂くため官民連携した広報展開と、官民連携した指導取締りを取組むことを確認しました。
- ・当面の行動として春頃実施する官民連携の広報と取締りについて、3月中旬予定の第2回連絡協議会で議論することとなりました。
- ・また、こうした取組みの効果を検証しながら、来年度以降も継続的に取組んでいくことを確認しました。
- ・さらに、各機関による独自の取組みも、この連絡協議会で情報共有し、連絡協議会の取組みに活用していくことも確認されました。

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」について

1. 設立趣意

道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の維持・修繕をより適切に実施していく必要がある一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされています。道路を通行する車両の内、道路の構造を守り、かつ交通の危険を防ぐため、一般的な制限を超えた車両（以下、「特殊車両」という）の走行には、道路管理者による「特殊車両通行許可」が必要となっています。

このため、重量を違法に超過した大型車両が、国民の重要な財産である道路をこれ以上痛めることのないよう、大型車両の通行の適正化を図る必要があります。

こうした中、平成26年5月9日に特殊車両の国による一括審査や審査期間の短縮といった緩和と合わせて、違反者への指導強化や厳罰化という緩和と強化の両輪からなる適正化方針を公表し、それに基づき、平成27年2月23日には“基準の2倍以上の重量超過者は即告発”という厳しい運用が開始されることとなっています。

このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等がパートナーとなって連携し、情報の共有や意見交換、従来とは異なる手法も取り入れた広報活動を中心とした取り組みを展開することが重要です。

そのため、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取組内容や連携活動の検討等を継続的に行うことを目的に、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立するものです。

2. 中部地域連絡協議会の取組みについての考え方

1) ステップ1

- ・ 連絡協議会設置及び持続性ある連携体制の構築
- ・ 情報及び課題共有、適正化にむけた広報戦略の検討

2) ステップ2

- ・ 適正化に向けた連携した広報の実施
- ・ 連携した違反車両の取り締まり実施

3) ステップ3

- ・ 連絡協議会の各関係者の継続的かつ主体的な取り組みの波及・促進
- ・ 国民の道路資産を守る活動として広く社会に向けた広報展開

「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」規約

(名称)

第1条 本会議は、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」(以下、「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡協議会は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、関係企業団体等が連携し、従来とは異なる手法も取り入れながら広報活動を中心とした取り組みを展開するため、大型車両の走行に関する知見や情報の共有や意見交換、取組内容や連携活動の検討等を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡協議会は、道路管理者、公安委員会、関係行政機関、貨物運送事業者及び荷主企業団体等の各員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2. 連絡協議会には、座長を置く。

3. 座長は、中部地方整備局 道路情報管理官が努め、議事その他の会務を統括する。

(連絡協議会及び活動事項)

第4条 連絡協議会は、目的達成のため次の活動を行う。

(1) 大型車両の走行に関する知見や情報(課題含む)の共有や意見交換に関すること

(2) 取組内容の検討に関すること

(3) 連携活動の検討に関すること

(4) 連絡協議会の取組の効果検証と継続的な取組に関すること

(5) その他

(連絡会)

第5条 連絡協議会は、定期的に座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、連絡協議会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会の運営に関する事務は、国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課が行うものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成27年1月27日から施行する。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会委員 名簿

(順不同・敬称略)

○関係企業団体

- ・ 東海商工会議所連合会（名古屋商工会議所）
企画振興部 地域・都市整備グループ長
- ・ 一般社団法人 中部経済連合会 社会基盤部長
- ・ 一般社団法人 愛知県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 岐阜県トラック協会 専務理事
- ・ 一般社団法人 三重県トラック協会 専務理事

○公安委員会

- ・ 愛知県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 岐阜県警察本部 交通部 交通指導課長
- ・ 三重県警察本部 交通部 交通指導課長

○道路管理者及び関係行政機関

- ・ 国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路情報管理官（座長）
- ・ 国土交通省 中部地方整備局 道路部 交通対策課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 貨物課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車交通部 首席自動車監査官
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課長
- ・ 国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部 技術課長
- ・ 愛知県 建設部 道路維持課長
- ・ 岐阜県 県土整備部 道路維持課長
- ・ 三重県 県土整備部 参事兼道路管理課長
- ・ 名古屋市 緑政土木局 路政部 道路管理課長
- ・ 中日本高速道路株式会社 名古屋支社 保全・サービス事業部
企画統括チーム チームリーダー
- ・ 名古屋高速道路公社 管理部 交通課長



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

2015年(平成27年)
2月22日(日)
(岐阜・三重版)

重量取り締まり強化で橋保護

悪質違反車は即時告発

幹線道路を走行するトレーラーなどの大型車。「ものづくりの中部」を支える物流の要だが、乗用車の十倍以上にもなる重量が道路や橋などに日々与えるダメージは大きい。米国では劣化した橋が崩落して死傷事故も起きており、国内も今後十年で築五十年を超える橋が約半数に急増する。こつした事態を受け、国土交通省中部地方整備局は二十三日から、悪質な重量違反車の即時告発など、取り締まりを強化する。

あすから中部地整など

愛知県大府市の国道23号。港周辺、三重県四日市市など。自動車産業の中心である同県西三河地方と名古屋

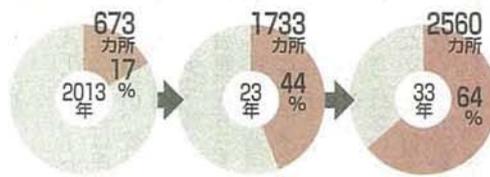
約十二万台。このうち五万台以上が総重量二十トを超える「特殊車両」と呼ばれる大型車だ。国の試算では、車の両輪

にかかる重量(軸重)が二十トの車が一般的な道路の橋を一回走行した際、与えるダメージは軸重十トの車の四千回にも相当する。地整の担当者は「中部各地を結ぶ幹線道はものづくりの大動脈。老朽化で事故や突如の通行止めなどが起れば、影響は計り知れない」と話す。

こつした状況を受け、中部を含む全国の地整は二十三日から大型車の違反取り締まりを強化。各地の幹線道路沿いにある取り締まり基地で大型車の重量を量り、基準の二倍以上となるような悪質な違反は道路法違反で警察に即時告発する

「二発レッドカード」を導入。近く違反事業者への立ち入り検査にも踏み切る。

中部地方整備局管内で築50年以上経過した橋の割合



※管内は愛知、岐阜、三重、静岡県と長野県南部。橋の長さ2m以上

ムチの一方、アメも用意する。現在、大型車は通行する前に日時やルート、重量などを行政側に申請することが義務づけられ、物流業者などが許可を取得するのに二十日程度かかっている。

これを行政側が道路の幅員情報などのデータベース化を進めることで審査を簡略化し、最短四日程度で許可が出るようにする。中部地整は先月、全国の地整で初めて、大型車の通行適正化に向けた協議会をつくり、各県や警察、経済団体などと取り締まり強化や啓発に取り組むことを確認した。協議会に入る愛知県トラック協会の上野智也支援事業部長は「通行許可もとりやすに過重量で走らせる一部の業者が、『仕事

が、橋や道路の多くは昭和の高度成長期に建設された。2007年には築44年の国道23号木曾川大橋(三重県木曾岬町)で鋼材の破断が見つかり、緊急補修工事により連日大渋滞が発生。12年に死者9人を出した中央道笹子トンネル事故も老朽化が一因だった。米国では日本に先行してインフラの老朽化が進んでおり、07年にはミネソタ州ミネアポリスで581mの橋が約300m崩落し、13人が死亡した。



道路インフラの老朽化 国内の道路や橋の多くは昭和の高度成長期に建設された。2007年には築44年の国道23号木曾川大橋(三重県木曾岬町)で鋼材の破断が見つかり、緊急補修工事により連日大渋滞が発生。12年に死者9人を出した中央道笹子トンネル事故も老朽化が一因だった。米国では日本に先行してインフラの老朽化が進んでおり、07年にはミネソタ州ミネアポリスで581mの橋が約300m崩落し、13人が死亡した。

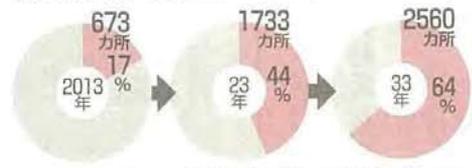
「われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を抱え、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

編集日誌

○:大型車の過重積載と、道路や橋の老朽化。「一般には関係が薄い」と思われがちな「両者」の因果関係に社会全体の問題として想像力を喚起するため、中部地整のニュースを一面で大きく扱いました。

重量違反から橋守れ

中部地方整備局管内で築50年以上経過した橋の割合



※管内は愛知、岐阜、三重、静岡県と長野県南部。橋の長さ2m以上

幹線道路を行き交う「トレライナー」などの大型車。「ものづくりの中部」を支える物流の要だが、乗用車の十倍以上に当たる重量が道路や橋に与えるダメージは大きい。米国では劣化した橋が崩落して死傷事故も起きており、国内も今後十年で築五十年を超す橋が約半数に急増する。こうした事態を受け、静岡県などを管轄

静岡など 大型車取り締まり強化

国の試算では、積載物を含め、車の両輪にかかる重量(軸重)が二十トンの車が一般的な道路の橋を一回走行した際、与えるダメージは軸重十トンの車の四千回にも相当する。地整の担当者も「中部各地を結ぶ幹線道はものづくりの大動脈。老朽化で事故や突然の通行止めなどが起されれば、影響は計り知れない」と話す。こうした状況を受け、中部を含む全国の地整は二十

する国土交通省中部地方整備局は二十三日から、悪質な重量違反車の即時告発など、取り締まりを強化する。愛知県大府市の国道23号。自動車産業の中心である同県西三河地方と名古屋港周辺、三重県四日市市などを結ぶ。中部地整によると、付近の一日の通行量は約十二万台。このうち五万台以上が総重量二十ト超な「特殊車両」と呼ばれる大型車だ。

三日から大型車の違反取り締まりを強化。各地の幹線道路沿いにある取り締まり基地で大型車の重量を量り、基準の二倍以上となるような悪質な違反は道路法違反で警察に即時告発する

「一発レッドカード」を導入。近く違反事業者への立ち入り検査にも踏み切る。一方、業者への行政サービスも用意する。現在、大型車は通行する前に日時やルート、重量などを行政側に申請すること

が義務づけられ、物流業者などが許可を取得するのに二十日程度かかっている。これを行政側が道路の幅員情報などのデータベース化を進めることで審査を簡略化し、最短四日程度で許可が出るようにする。

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

中部地整は先月、全国の地整で初めて、大型車の通行適正化に向けた協議会をつくり、各県や警察、経済団体などと取り締まり強化や啓発に取り組むことを確認した。協議会に入る愛知県トラック協会の上野智也支援事業部長は「通行許可もとらずに過重量で走らせる一部の業者が、『仕事が早い』と受注を稼ぐ場合もある。取り締まりの強化

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。

は、ルールを守る業者の利益にもなる」と前向きだ。地整の担当者は「大型車は一般には関係が薄いと思われがちだが、橋や道路の維持は社会全体の問題。名古屋港や自動車関連産業を擁抱、大型車の通行の多い中部から取り組む意義は大きい」と話している。



発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

2015年(平成27年)
2月22日(日)
(静岡版)

平成27年(2015年)2月10日(火曜日)

中部地方整備局は一月二十七日、大型車の過積

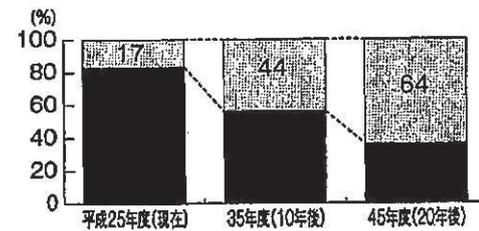
過積載防止へ協議会

中部地方整備局 道路維持、官民で

理者の許可を受けると

建設後50年以上の架橋が、20年後には6割に

■ 建設後50年以上の橋梁 ■ 建設後50年未満の橋梁



※中部地方整備局管内
※橋長2メートル以上対象、平成25年4月現在

載防止に向け官民が連携して取り組む協議会を設立した。全国的に喫緊の課題である道路老朽化対策の一環。トラック事業者や荷主に対し、一定の大きさや重さを超える車両の通行時に道路管理

殊車両通行許可制度(特車制度)など、道路を維持するための法令の周知・浸透を図る。

度を下り浸透していく必要

要がある「単独組織の取り組むには限界」違反常習者への取り締まり徹底が必要」などの意見が出た。

制限すべく知られていない(中部地方整備局)現状も。協議会を通じ制度が浸透すれば、「道路を延命できる(同)。

知・浸透を図る。運送事業者代表として愛知、岐阜、三重の各トラック協会、荷主の代表として東海商工会議所連合会、中部経済連合会が参加する。メンバーである警察、道路管理者との情報共有や意見交換、共同での広報活動を行う。効果を見ながら、来年度以降も取り組みを継続する。

建設後50年の架橋が6割に
中部地方整備局によると、管内で建設後50年以上経過した架橋は20年後に6割を超えるという。一方、「特車制度だけでなく、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めた」車両

荷主団体が参加したのもポイント。「輸送をお願いする側が特車制度を理解し、時間の余裕を持たせるなどの心遣いにつながれば(同)。三月の第二回会合では春の実際の官民連携の広報活動、取り締まりについて議論する。

(藤本 裕子)

大型車対策

協議会設立

中部地方整備局はこのほど、全国の整備局では初めての取り組みとして

「大型車通行適正化に向けた中部地区連絡協議会」を設立した。道路の老朽化対策が課題で、大型車両の対策が必要であった。

中部地整局 ■ 大型車の通行適正化

全国初 官民連携へ協議会

取り締まり内容検討



愛知、岐阜、三重の各県トラ協はじめ、道路管理者及び関係行政機関などで組織

中部地方整備局は、大型車通行適正化に向け立ち上げた中部地域連絡協議会で官民連携の広報や取り締まりの内容を検討し、効果を検証しながら2015年度以降も継続的に実施していく。1月27日に名古屋市で開いた初会合で確認した。同協議会は愛知、岐阜、三重の各県トラック協会をはじめ、道路管理者及び関係行政機関など19の団体で組織するもので、全国の地整局初の取り組み。(梅本誠治)

道路や橋りょうの老朽化が喫緊の課題の中、国土交通省道路局が14年5月に示した大型車通行適正化方針で、「効率的かつ迅速な物流の実現による経済活動向上を図るためには、車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者への許可簡素化の一方、道路の劣化に与える影響の大きい重量を違法に超過した大型車両に厳罰を課すといった対策が必要」としている。

全国にある70万の橋りょうのうち建設後50年以上の割合は現在18%だが、10年後には43%へアップする。中部地整局管内でも、07年に三重県の国道23号にかかると木曾川大橋が破断する重大損傷が発生したことが

ら、大型車両の過積載取り締まりを強化。13年度は、44回の現地取り締まりを行った結果、計測車両の8割が違法通行だったとして、その場で積み荷の積み換えによる減載など指導を徹底している。

このような状況を受け、具体的な施策として、大型車両の走行に関する知見や情報の交換、取り組み内容、連携活動の検討を行うことを目的に中部地域連絡協議会を発足させた。

1月27日の初会合で、中部地整局道路部の水谷和彦道路情報管理官は「日本の橋りょうは、高度経済成長によって急速に整備が進んだ、その反面、老朽化対策は喫緊の問題となっており、大型車両の適正利用は最重要課題と考える」とあいさつ。

針や問題点を検討して欲しい」と述べた。出席者からは「一部の事業者や企業に特殊車両通行許可制度をより浸透させる必要がある。単独組織では限界があり、連携した活動が重要」「違反を繰り返す常習者には取り締まりを徹底させることが体制」といった意見が出された。また、「特車審査システム、申請方法の簡素化など制度運用見直しも必要」と、道路管理者側の改善を求める指摘もあった。

大型車通行の適正化

中部で協議会設立

道路の老朽化対策として、維持管理の効率化とともに、大型車の通行の適正化に向けた取り組みが中部で始まる。国土交通省中部地方整備局など中部の道路関係の行政機関とトラック協会などの団体は27日、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立した。大型車両の通行を促す区間の指定▽車両の通行審査の簡素化▽超過重量を積載した車両の摘発の強化―などを打ち出した。

同協議会は、中部の道路管理者や中部運輸局、愛知・岐阜・三重県の警察本部、各県のトラック協会などで構成。車両通行の適正化に向けて、情報共有や課題の交換を行う。

持管理サイクルの効率化とともに、老朽化の原因となる車両通行の適正化が大きな課題となっている。国土交通省は適正化策として、大型車両の通行を促す区間の指定▽車両の通行審査の簡素化▽超過重量を積載した車両の摘発の強化―などを打ち出した。

大型車の誘導区間には、直轄国道や高速道路の大半が指定される。また、主要港湾や空港、鉄道貨物駅を結ぶルートなども対象となる。必要に応じて追加指定することにも、ルート上の橋梁の

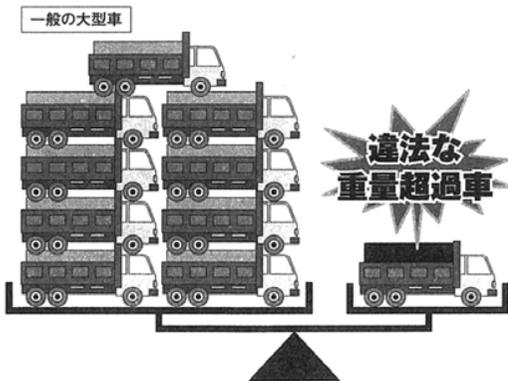
道路の老朽化対策では、点検・診断などの維持管理の効率化とともに、老朽化の原因となる車両通行の適正化が大きな課題となっている。国土交通省は適正化策として、大型車両の通行を促す区間の指定▽車両の通行審査の簡素化▽超過重量を積載した車両の摘発の強化―などを打ち出した。

大型車の誘導区間には、直轄国道や高速道路の大半が指定される。また、主要港湾や空港、鉄道貨物駅を結ぶルートなども対象となる。必要に応じて追加指定することにも、ルート上の橋梁の

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

～「物流」は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が「物流」を支えます。～

2トンの違反で9倍の影響に



大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、橋梁が傷む原因になります。

POINT 車検証の車両総重量が40トンでも、
20トンを超えると特殊車両通行許可が必要です。

車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

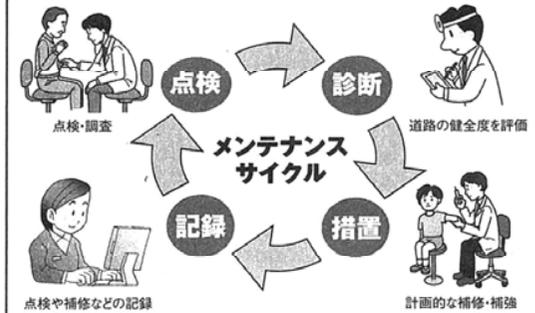
※車種等による例外を除く

レッドカード!

悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

道路の老朽化対策を実施中!



道路を安心して利用して頂くため、橋などの定期的な点検や補修工事を行っています。

点検や補修工事に伴う通行規制に、
ご理解とご協力をお願いします。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

協議会構成員

東海商工会議所連合会、中部経済連合会、愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会、三重県トラック協会、愛知県警察、岐阜県警察、三重県警察、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋高速道路公社、国土交通省 中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局

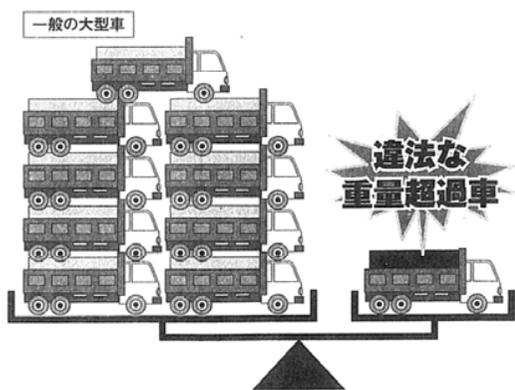
TEL 052-953-8166

<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/>

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

～「物流」は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が「物流」を支えます。～

2トンの違反で9倍の影響に



大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、橋梁が傷む原因になります。

POINT 車検証の車両総重量が40トンでも、20トンを超えると特殊車両通行許可が必要です。

車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

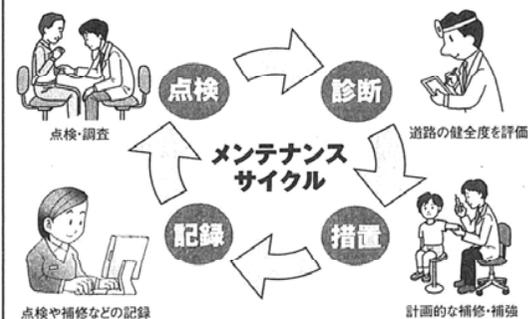
※車種等による例外を除く

レッドカード!

悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

道路の老朽化対策を実施中!



道路を安心して利用して頂くため、橋などの定期的な点検や補修工事を行っています。

点検や補修工事に伴う通行規制に、ご理解とご協力をお願いします。

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

～「物流」は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が「物流」を支えます。～

2トンの違反で9倍の影響に

一般の大型車

違法な重量超過車

大型車1台が軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、橋梁が傷む原因になります。

POINT 車検証の車両総重量が40トンでも、
20トンを超えると特殊車両通行許可が必要です。

車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。
※車種等による例外を除く

レッドカード!

悪質な重量超過車は即時告発

特殊車両通行許可制度について詳しくは、
<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

道路の老朽化対策を実施中!

点検 診断 措置 記録

点検・調査 道路の健全度を評価 計画的な補修・補強

点検や補修などの記録

道路を安心して利用して頂くため、橋などの定期的な点検や補修工事を行っています。

点検や補修工事に伴う通行規制に、ご理解とご協力をお願いします。

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

協議会構成員
東海商工会議所連合会、中部経済連合会、愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会、三重県トラック協会、愛知県警察、岐阜県警察、三重県警察、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋高速道路公社、国土交通省 中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路(株)

事務局：国土交通省 中部地方整備局 TEL 052-953-8166
<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/>

ルールを守った大型車両の通行をお願いします。

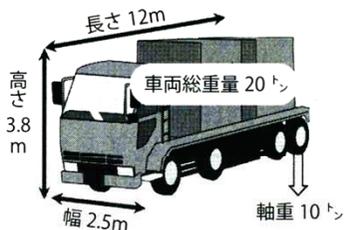
～『物流』は日本の経済や産業を支えます。トラックと道路が『物流』を支えます。～

大型車の通行には許可が必要です！

一般的制限値のどれか1つでも超える車両は、道路管理者の「特殊車両通行許可」が必要です。

POINT 許可申請は、主に車両を通行させようとする運送事業者や荷主企業の方が行います。

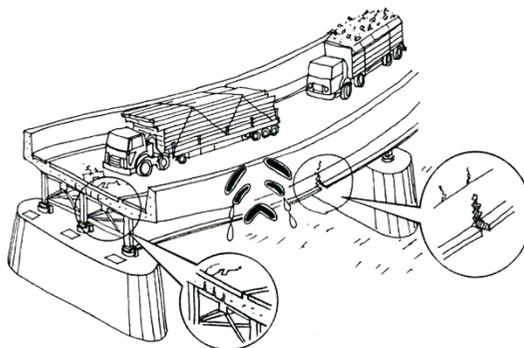
一般的制限値の例 ※通行する道路や車種によって制限値が異なります。



※車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

【例】車検証の「車両総重量」が40トになっていても、通行するときの車両総重量が一般的制限値を超えていると、特車通行許可が必要となります。
■特殊車両制度について詳しくは、<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

一部の違法な重量超過車が道路を短命に！



レッドカード！

悪質な重量超過者は 即時告発

※即時告発（レッドカード）対象例；
基準の2倍以上の車両総重量で走行する悪質な違反車両を、現地取締りで確認した場合。（特殊車両許可がない場合）

POINT 道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針

国土交通省では、通行許可基準の見直しや手続きの『改善』と違反取締りや違反者への指導等の『強化』との両輪で大型車両の通行の適正化を進めます。

【改善】

- 通行許可基準の緩和（予定）
例）バン型等のセミトレーラーの駆動軸重を、国際海上コンテナと同等の115トンに緩和
- 許可までの期間短縮
例）通行許可オンライン申請の改良や主要道路情報のデータ化促進
- 適正な利用者の許可の簡素化（予定）
など

【強化】

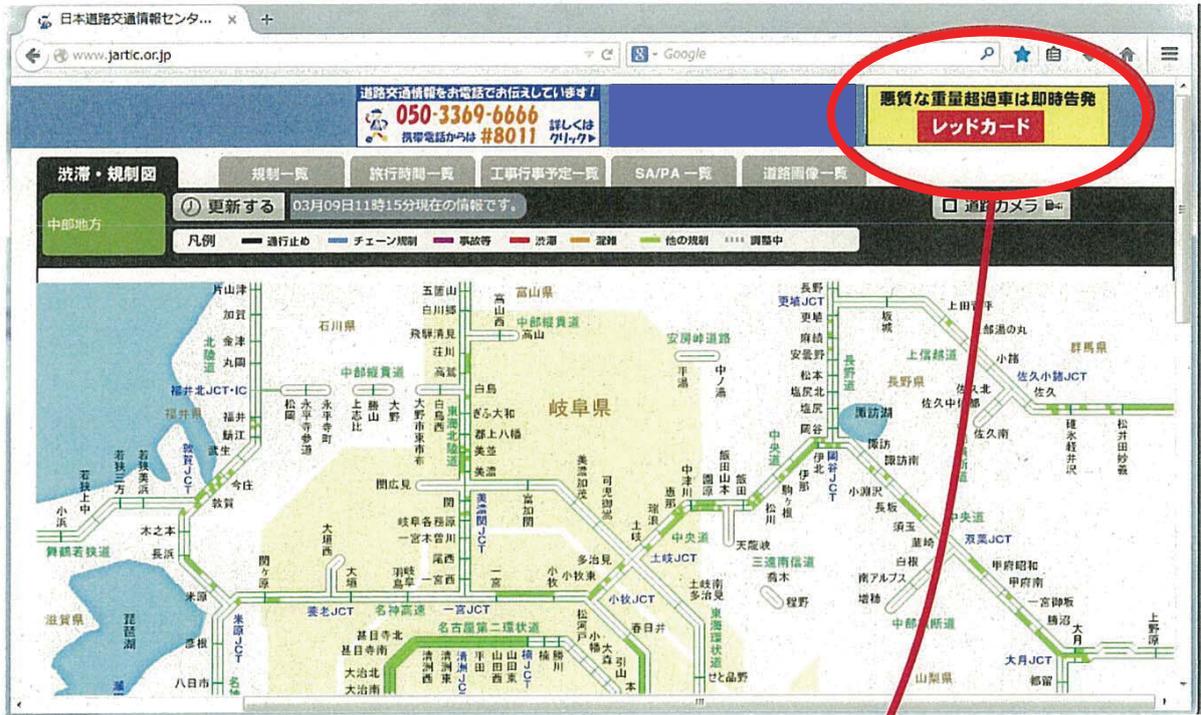
- 違反通行する大型車両の取締りの徹底
- 違反者に対する指導等の強化
例）違反者に対する道路管理者の立入検査（予定）
- 違反通行を行った運送事業者等への是正指導
など

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

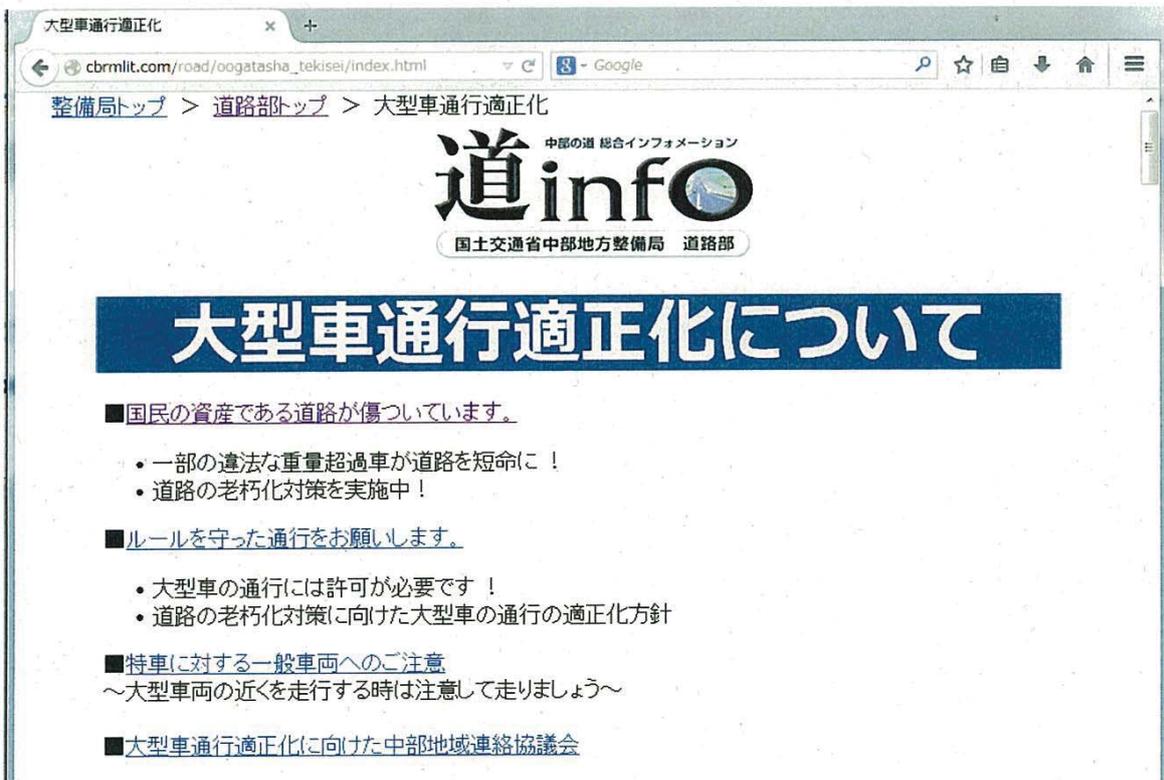
協議会構成員（順不同） 東海商工会議所連合会、中部経済連合会、愛知県トラック協会、岐阜県トラック協会、三重県トラック協会、愛知県警、岐阜県警、三重県警、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、名古屋高速道路公社、国土交通省中部地方整備局、中部運輸局、中日本高速道路（株）

事務局：国土交通省 中部地方整備局
TEL052-953-8166
<http://www.cbr.mlit.go.jp/road/>

日本道路情報センターホームページ



中部地方整備局ホームページ





大型車通行適正化について

■ [国民の資産である道路が傷ついています。](#)

- 一部の違法な重量超過車が道路を短命に！
- 道路の老朽化対策を実施中！

■ [ルールを守った通行をお願いします。](#)

- 大型車の通行には許可が必要です！
- 道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針

■ [特車に対する一般車両へのご注意](#)

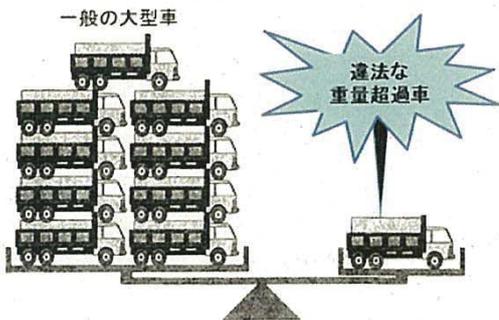
～大型車両の近くを走行する時は注意して走りましょう～

■ [大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会](#)

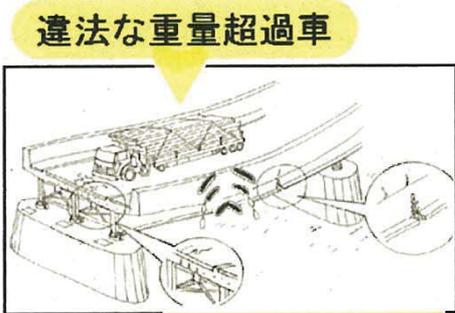
国民の資産である道路が傷ついています。

一部の違法な重量超過車が道路を短命に！

2トンの違反で9倍の影響に



大型車1台が軸重10tの基準よりも2t超過した場合、橋梁に対して約9倍の重さが載ることになり、橋梁が傷む原因になります。



橋が傷む原因に

悪質な重量超過車は即時告発
レッドカード

※即時告発(レッドカード)対象例:基準の2倍以上の車両総重量で走行する悪質な違反車両を、現地取締りで確認した場合。(特殊車両許可がない場合)

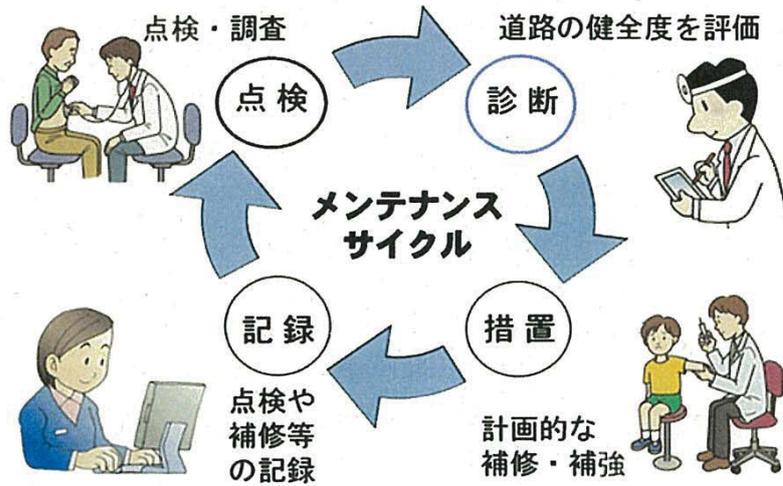
道路の老朽化対策を実施中！



橋梁点検車で橋の裏側を点検中

道路を安心して利用して頂くため、橋などの定期的な点検や補修工事を行っています。

点検や補修工事に伴う通行規制に、ご理解とご協力をお願いします。



[↑トップへ戻る](#)

ルールを守った通行をお願いします。

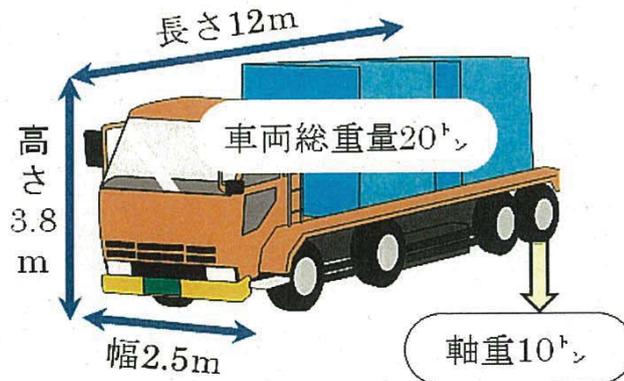
大型車の通行には許可が必要です！

一般的制限値のどれか1つでも超える車両は、
道路管理者の「特殊車両通行許可」が必要です。



許可申請は、主に車両を通行させようとする
運送事業者や荷主企業の方々が行います。

一般的制限値の例 ※通行する道路や車種によって制限値が異なります



※車検証は、特殊車両通行許可証ではありません。

【例】車検証の「車両総重量」が40tでも、通行するときの車両
総重量が一般的制限値を超えると、特殊車両の通行許可が必要となります。

■特殊車両通行許可制度について詳しくは、<http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>



国土交通省では、
通行許可基準の見直しや手続きの『改善』と
違反取締りや違反者への指導等の『強化』との
両輪で大型車両の通行の適正化を進めます。

大型車通行適正化

【改善】

- 通行許可基準の緩和（予定）
- 許可までの期間短縮
- 適正な利用者の許可の簡素化（予定） など

【強化】

- 違法に通行する大型車両の取締りの徹底
- 違反者に対する指導等の強化
- 違反通行を行った運送事業者等の是正指導 など

■各具体的な取組みについて詳しくは、<http://www.mlit.go.jp/common/001039265.pdf>

[↑トップへ戻る](#)

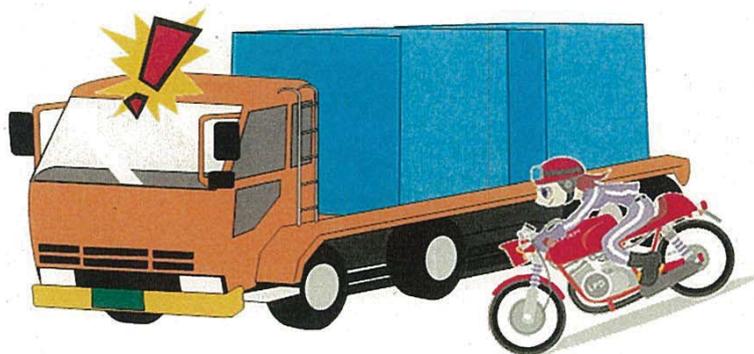
特殊車両に対する一般車両へのご注意 ～大型車両の近くを走行する時は注意して走りましょう～

道路の老朽化対策に向けた大型車の通行の適正化方針

大型車で特殊車両の通行許可を受けた車両は、

- ・ 車両長さが観光バス(全長12m)より長い場合、
- ・ 通行条件で夜間走行する場合、
- ・ 場所によって徐行する場合、
- ・ 車体が大きく運転者から近くを走るバイクなどが見えづらいこともあります。

大型車の近くを走行するときはご注意ください。



[↑トップへ戻る](#)

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

■開催状況

第1回(2015年1月27日)

[次第](#)

[配布資料](#)

[会議概要](#)

■概要

全国の整備局初の取組みとして、道路の老朽化対策が喫緊の課題であり、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要であることから、大型車両の適正かつ安全な走行に向けて、関係機関・団体等がパートナーとなって連携した、「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を平成27年1月27日に設立しました。

[設立趣旨・規約はこちら](#)

■協議会構成員

○関係企業団体

- 東海商工会議所連合会(名古屋商工会議所)
- 一般社団法人 中部経済連合会
- 一般社団法人 愛知県トラック協会
- 一般社団法人 岐阜県トラック協会
- 一般社団法人 三重県トラック協会

○公安委員会

- 愛知県警察本部
- 岐阜県警察本部
- 三重県警察本部

○道路管理者及び関係行政機関

- 国土交通省 中部地方整備局
- 国土交通省 中部運輸局
- 愛知県
- 岐阜県
- 三重県
- 名古屋市
- 中日本高速道路株式会社 名古屋支社
- 名古屋高速道路公社

■報道発表資料

H27年1月28日

[全国の地方で初「大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会」を設立](#)

H27年1月22日

[中部地方整備局初「大型車通行適正化方針」を踏まえ具体的な取組スタート](#)

[↑トップへ戻る](#)

2) 各機関のこれまでの取り組み状況と連携提案 一覧

H27.3.16

No.	担当部所	活動名称	参加団体名	参加総人数	実施日 又は 予定日	連携する 取り組み
1	東海商工 (企画振興部)	会議所会報誌における広報	名古屋商工会議所	-	5月予定	
2		各種会合等における広報		-	-	
3	岐ト協	TV会議システムを利用した特車講習会	岐ト協、	-	年6回程度	-
4	三ト協	車両制限令と特車通行許可制度 講習会1 (許可制度、オンライン申請、申請要領など) (資料3-1別添、3ページ)	三ト協、会員事業者	131	平成25年8月6日	
5		特車通行許可 講習報告(郵送)	三ト協、会員事業者	1000社	25年度 26年度	
6		新聞、広報誌(広報トラック)	三ト協、会員事業者	全国	2月1日	
7		三ト協HPにバナーをはり、中部地整HPへの閲覧 (新提案)		-	-	○
8	愛知県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○
9	岐阜県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○
10	三重県警 交通指導課	特車合同取締り	県警、整備局	-	定期的	○
11	中部運輸局 自動車監査官 (愛知運輸支局)	愛知県過積載防止対策連絡会議 (資料3-1別添、7ページ)	運輸局、愛知県、県警、整備局、中 日本高速、自動車検査法人中部検 査部、愛ト協	14	H26.12.12実施	○
12				-	H27.12予定	○
13	中部運輸局 自動車監査官 (岐阜運輸支局)	岐阜県過積載防止対策連絡会議	運輸局、岐阜県、県警、整備局、中 日本高速道路、岐ト協、岐阜県建 設業協会、岐阜県木材協同組合連 合会	16	H26.7.3実施	○
14				-	H27.6予定	○
15	中部運輸局 自動車監査官 (三重運輸支局)	三重県過積載防止対策連絡会議	運輸局、三重県、県警、整備局、三 ト協、三重県建設業協会、三重県 漁業協同組合連合会、全国農業協 同組合連合会三重県支部	15	H26.11.14実施	○
16				-	H27.10予定	○
17	中部運輸局 保安・環境課 (各運輸支局)	・関係機関・事業者への法令等(通達)の改正通知 (資料3-1別添、9ページ)	支局、講習機関、トラック協会 等	-	12/25通知	
18	各運輸支局	・運行管理者講習における法令改正等の周知	・運行管理者一般講習(1月、2月) 【愛知運輸支局】岐阜、三重は無し	166	1月、2月	
19	中部運輸局 保安環境課 (各運輸支局)	運行管理者講習・整備管理者研修等における受講 者への広報資料の配付(新年度予定)	・運行管理者講習認定機関 等 ・運輸支局主催整備管理者研修	-	-	
20	中部運輸局 技術課	【愛知】特車街頭取締まり (※資料3-1別添、16ページ)	運輸局、整備局、名古屋国道、 愛知県、県警	30名程度 全10回	平成26年度	○
21		【愛知】街頭取締まり(コンテナ車両)	運輸局、県警、 トラック協会(コンテナ部会)	124	H26.5.21	○
22		【愛知】街頭取締まり(コンテナ車両)		134	H26.11.19	○
23		【岐阜】特車街頭取締まり	運輸局、整備局、岐阜県、県警	18	H26.10.23	○
24		【岐阜】特車街頭取締まり		18	H26.11.17	○
25		【愛知、岐阜、三重】特車街頭取締まり (新年度予定)	運輸局、整備局、各県・市、各県警	-	-	○
26		「道路運送車両の保安基準」改正に伴う周知時に合 わせて大型車に関する広報(新提案)	運輸局	-	-	○

2) 各機関のこれまでの取り組み状況と連携提案 一覧

H27.3.16

No.	担当部所	活動名称	参加団体名	参加 総人数	実施日 又は 予定日	連携する 取り組み
27	愛知県 道路維持課	大型車通行許可審査研修の実施	県、市町村、県公社	約200	4月15日 4月17日	
28	三重県 道路管理課	県HPからバナーをはり、連絡協議会HPへの閲覧 (新提案)		-	-	○
29	名古屋市 道路管理課	特車取締り	名古屋市・県警	28	8月5日	
30		窓口での啓発チラシの配布	名古屋市	-	-	
31		名古屋市の道路占用調整協議会における注意喚起	名古屋市	70	1月26日	
32	名高速 管理部 交通課	特車等取り締まり (資料3-1別添、24ページ)	名古屋高速道路公社	3	日々実施	-
33		安全運動期間中における特車等取り締まり	名古屋高速道路公社、愛知高速隊	5	期間の初日	○
34		自動計測装置による取り締まり	名古屋高速道路公社	-	常時	-
35		ホームページによる車両制限に関する広報	名古屋高速道路公社	-	-	-

3) 官民連携の取り組み(案)

各機関のこれまでの取り組み状況と連携提案を集約。

No.	担当部所	活動名称	参加団体名
①	提案集約	各種講習会や研修会を活用した、適正化に関する広報資料配付や講習会	連絡協議会の各機関
②	提案集約	特車合同取締り	連絡協議会の各機関
③	提案集約	連絡協議会メンバーの広報誌への掲載や、HPバナーから中部地整HPへのリンク(誘導)	連絡協議会の各機関



5月に実施する連絡協議会による官民連携の取り組み(事務局提案)

No.	担当部所	活動内容	備考
④	事務局提案	【①・②融合】 官民連携した大型車適正化PRキャンペーンと指導取締り活動 ⇒特車合同取締りとチラシ配布活動の同時開催(次ページにイメージ)	愛知・岐阜・三重県の各県別実施

上記の他、今後、連絡協議会で実施する取り組みメニュー(今後検討)

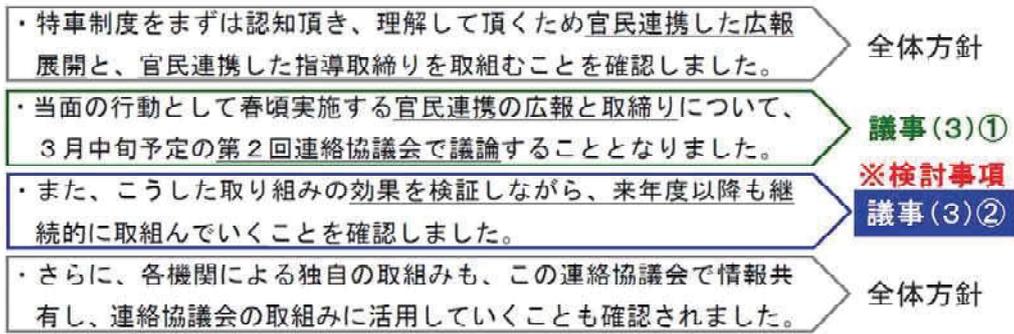
No.	担当部所	活動内容	備考
①	【再掲】	各種講習会や研修会を活用した、適正化に関する広報資料配付や講習会	各県別又は3県合同
②	【再掲】	特車合同取締り	各県別、県内地域別
③	【再掲】	連絡協議会メンバーの広報誌への掲載や、HPバナーから中部地整HPへのリンク(誘導)	—
⑤	事務局提案	【③の紙媒体化】 道の駅、SA、トラックSTなどポスター掲示。 ⇒大型運転手や関係者が立ち寄る箇所に、大型車通行適正化に関するポスターを掲示 (取組み紹介とHP等への誘導)	各県別
⑥	事務局提案	【①の拡大化】 セミナー、シンポジウムにより、適正化に関する関係者への周知と併せて、社会一般へ広報。	—

官民連携した大型車適正化PRと指導取り締まり活動イメージ



②継続的な取り組みについて

【第1回連絡協議会 確認事項】



1) 継続的な取り組み方針(案)

①平成27年1月の協議会以降、

- ・3月までに、特車制度を認知頂く連絡協議会名による新聞広報(=立ち上げ期)
 - ・5月の春の交通安全運動を契機とした連絡協議会による活動(=キックオフ)
- として、連絡協議会による取り組みを進めていく。

②こうした官民連携の行動結果を踏まえ、引き続き、大型車両の適正化に向け、連絡協議会で継続的にかつ連携しながら、広報・啓発活動等に取り組んでいくため、各関係者が保有するノウハウや情報や場などを共有しつつ、連携した動きを高めていく。

③具体的には、8~9月の「道路を守る月間」(8月)、「秋の交通安全運動」(9月下旬)の機会を活用し、連絡協議会の連携活動を本格化を検討する。(=本格スタート)
更に、年末を含め年間の取り組みについて、第3回連絡協議会で検討。

時期	タイミング		連絡協議会
	大型車適正化施策	全国的な行動 交通安全運動、道路月間など	
H26年度	1月		第1回(1/27)
	2月	基準2倍 即レッドカード (2/23)	
	3月	セミトレ 違反者へ 軸重緩和 報告・立入	
H27年度	4月		
	5月		春の交通安全運動(5/11~5/20)
	6月		(第3回)
	7月		
	8月		道路を守る月間(8/1~8/31) 道の日(8/10)
	9月		秋の交通安全運動(9/21~9/30予定)
	10月		(第4回)
	11月		(第5回)
	12月		年末の物流量増加時期への取組
	1月		年間活動の総括と次年度計画への反映(PDCA)
2月		(第6回)	
3月			
H28年度	4月以降		春の交通安全運動(4/6~4/15予定) 1

立ち上げ期

キックオフ

本格
スタート

継続的な取り組み ～年間活動の方針【案】～

大型車両の適正化に向け、連絡会議会で継続的にかつ連携しながら、広報・啓発活動等に取り組んでいくため、各関係者が保有するノウハウや情報や場などを共有しつつ、連携した動きを高めていく。

時期	タイミング		連絡協議会	街頭PR 広報PRキャンペーン(特車取 締りと合同)	連絡協議会 講習会等 講習会、研修会 の活用等	広報媒体活用 協議会HP ポスター掲示 新聞広報等	備考
	大型車適正化施策	全国的な行動 交通安全運動、道路月間など					
H26年度			第1回(1/27)				
1月							
2月	基準2倍即レッドカード		第2回(3/16)				記者発表
3月	セミトレ 軸重緩和			春の夏の具体的な取組みを調整		○(新聞広報)	5月取組みの 記者発表
H27年度				○			
4月			(第3回)	第3回協議会で夏の具体的な取組みを検討			
5月	長違反実績のない者に対して許可期間(現行2年)の延長	春の交通安全運動(5/11～5/20)					
6月							
7月							
8月		道路を守る月間(8/1～8/31) 道の日(8/10)	(第4回)	○	○	○	夏の取組みの 記者発表
9月		秋の交通安全運動(9/21～9/30予定)		○	○	○	
10月			(第5回)				年末の取組みの 記者発表
11月							
12月	ITS技術を活用した 通行経路把握による通行許可の運用 (H28年度実施に向けて準備)	年末の物流量増加時期への取組					
1月			(第6回)				
2月		年間活動の総括と次年度計画への 反映(PDCA)					春の取組みの 記者発表
3月							
H28年度		春の交通安全運動(4/6～4/15予定)	(第7回～)				

2) 広報効果の検証方法(案)について

1. 目的

広報・啓発は継続的に実施するとともに、効果を確認・把握しながら改善につなげることが重要である。適宜、検証を行うことで、広報・啓発方法を見直し改善し、PDCAを構築していくことを目的とする。

2. 広報効果検証

広報効果の把握のためには、広報実施時期をふまえた検証時期とともに、広報対象それぞれに対して適切な方法を検討し行うことが重要である。

(方法等の案)

対象	方法	内容
運転者	アンケート調査 (SA / PA)	・法令の認知度、違反すれば即告発されることなど。
	アンケート調査 (道の駅)	同上
	アンケート調査 (講習会などの場を活用)	同上
運送業者	アンケート調査 (講習会などの場を活用)	・特車制度の理解度 ・適正化方針の認知、理解度
	経営者ヒアリング調査	・特車制度の理解度 ・適正化方針の認知、理解度 ・契約の書面化
荷主	アンケート調査 (業界組織)	・特車制度の認知、理解度 ・適正化方針の認知 ・契約の書面化 ・荷主勧告制度改正
	アンケート調査 (国土交通省との意見交換会)	同上
社会	アンケート調査 (WEB 調査)	・大型車両の適正走行と国民資産である道路老朽化との関係 ・道路法 (特車制度) と道交法の違いと役割など※
	アンケート調査 (各イベント実施時)	同上 ※

※社会に対しては周知を高める広報実施後に行うことが適切と考える。